

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針

1 指針の目的

本市では、平成 28 年 3 月に「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」、平成 31 年 3 月に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（以下「今後のあり方」という。）」を策定し、園児数が減少している市立幼稚園の将来について、統合や廃止といった措置が必要である、との方向性を示してきた。

市立幼稚園の園児数は、平成 27 年 5 月 1 日から令和 3 年 5 月 1 日までの 6 年間で半数以下となっており、少子化や保育所ニーズの高まりを考慮すると、今後も減少傾向は続くものと考えられる。

幼稚園では、園児同士が様々な活動や体験によって「ともに学び育つ」ことが何より大切であるが、園児数の減少により、適切な幼児教育を提供することが難しい状況にあるため、「基本方針」や「今後のあり方」を踏まえ小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針を策定するものである。

2 園児数の最低基準

幼稚園の適正規模について具体的な定めはないが、平成 23 年度文部科学省委託事業の「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究（社団法人全国幼児教育研究協会）」には、「個に応じた援助を行い、集団の形成過程を大切にし、協同性の育ちを培うためには、1 学級に、3 歳児でも 20 人前後、4、5 歳児は 21 人以上 30 人くらいの集団が適切だと考えられている」と示されている。

また、本市の「基本方針」では、公立幼稚園の適正配置の考え方として「1 学年の学級数は複数学級を基本とし、学級定員は 20 人から 30 人程度を基準」としている。

そこで、これらに示されている規模を適正規模と捉えた上で、集団の中で園児の発達段階に応じた様々な経験が得られる最低限の園児数を次のとおり定める。

(1) 最低基準

- ア 1 学年の園児数 15 人
- イ 1 園の総園児数 30 人

3 最低基準を下回った場合の対応

(1) 最低基準を下回った場合の対応

この指針に定める最低基準を下回った市立幼稚園においては、「今後のあり方」において示した公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、次の対応を検討することとする。

ア 複式学級の実施

イ 翌年度の入園児の募集の停止（募集開始後の停止を含む。）

ウ 休園又は閉園

【参考】公立施設が果たす役割（「今後のあり方」より抜粋）

- ①就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割
- ②インクルーシブな環境づくりに対する役割
- ③幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割
- ④地域の子育て支援の拠点としての役割
- ⑤教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

(2) 対応を検討するに当たり考慮する事項

(1) の対応を検討するに当たっては、次の事項を十分に考慮した上で総合的に判断することとする。

ア 保護者、地域住民等との話し合いの状況

イ 当該地域における幼児期の教育・保育の提供体制の確保の状況

ウ 当該幼稚園の代替施設の整備計画の状況

エ その他当該幼稚園のあり方に影響する事項

(3) その他の対応

最低基準を下回った幼稚園においては、対応の検討中においても、近隣園と合同事業等を積極的に取り入れ、子供の健やかな育ちに必要な集団規模の確保に努めるものとする。

4 指針の施行及び見直し

この指針は、令和3年（2021年）10月1日から施行する。

小田原市教育委員会は、今後の本市の幼稚園教育を取り巻く状況等を勘案し、必要に応じてこの指針について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。